

青原立第302号
令和6年1月19日

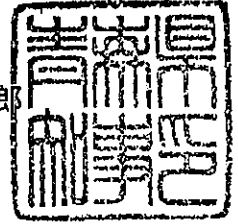
核のゴミから未来を守る青森県民の会

共同代表 阿部 一久 殿

共同代表 奥村 榮 殿

共同代表 古村 一雄 殿

青森県知事 宮下 宗一郎



質問状に対する回答について

2023年12月22日付けで提出のあった公開質問状について、別添のとおり回答
します。

核のゴミから未来を守る青森県民の会への回答

1. 知事が「青森県を高レベル放射性廃棄物最終処分地」とすることに反対する理由について伺います。

答 高レベル放射性廃棄物については、昭和59年の原子燃料サイクル施設の立地協力要請の際に、電気事業連合会から提出のあった「原子燃料サイクル施設の概要」において、「受入れ及び一時貯蔵を行う」とされており、本県は、これを受け、一時貯蔵を前提として立地協力要請を受諾したものです。

2. 知事が「青森県を核のゴミ捨て場にしない」とする内容は、全ての放射性廃棄物の最終処分地と理解するが、それとも高レベル放射性廃棄物以外の廃棄物、例えば使用済燃料、TRU廃棄物などの最終処分地はこれに含まないと考えるのか、知事の見解を伺います。

答 本県は、国から、青森県を高レベル放射性廃棄物及び地層処分相当の低レベル放射性廃棄物の最終処分地にしない旨の確約をいただいているものです。

3. 知事が「青森県が核のゴミ捨て場のように扱われることを絶対許さない」とする「扱われる」とは、どのような状況を想定しているのか、知事の見解を伺います。

答 使用済燃料は再処理される資源であり、また、高レベル放射性廃棄物及び地層処分相当の低レベル放射性廃棄物は一時貯蔵を前提として立地協力要請を受諾したものです。

4. 県民の会は、青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない条例制定を求めています。条例制定に係る知事の見解を伺います。
条例不要とお考えならば、その理由をお聞かせください。

答 本県は、高レベル放射性廃棄物について、あくまでも一時貯蔵を前提として、原子燃料サイクル施設の立地協力要請を受諾したものであり、本県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地にしないことについては、

○事業者との間で、貯蔵管理期間終了時点で、それぞれのガラス固化体を電力会社に搬出させることを定めた安全協定を締結していること

○搬出を行う各電力会社から、貯蔵管理期間終了時点までに、確実に青森県外に搬出する旨の確約文書を得ていること

○最終処分事業を進める国から、青森県を最終処分地にしない旨の確約は、今後とも引き継がれていくとした文書を得ていること

などから、青森県を最終処分地にしないという国と事業者、県の方針は明確です。

5. 国に「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない法律」の制定を求める考えがないか、知事の見解を伺います。

答 高レベル放射性廃棄物の最終処分については、最終処分事業を進める国から本県を最終処分地にしない旨の確約を得ているとともに、この確約は、今後とも引き継がれていくことが、文書により明確にされています。

6. 国に「高レベル放射性廃棄物の一時貯蔵管理期間30年から50年とする法律」の制定を求める考えがないか、知事の見解を伺います。

答 貯蔵管理期間については、安全協定において規定されているほか、各電力会社からも「貯蔵期間終了時点までに、確実に青森県外に搬出する」との確約や、これに対する国の指導が示されています。

7. 北村、木村、三村と三代の知事が、国に青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない確約文書を要請していることから、宮下知事も改めて、国に対して確約文書を求めるのか、それとも求めないのか、知事の見解と理由について伺います。確約文書の法的拘束力について、どのように考えておられますか。

10. 多くの県民は、最終処分地の選定が難航している現状では、青森県がなし崩し的に（事実上）高レベル放射性廃棄物の最終処分地となるのではないかと危惧していますが、知事がそうならないと考えておられるなら、その保証あるいは方策についての見解を伺います。

答 青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地にしない旨の国の確約は、今後とも引き継がれていくことが文書により明確にされており、去る 8 月 29 日に開催された核燃料サイクル協議会の場においても、その遵守を確認したところです。

8. 高レベル放射性廃棄物の本県での一時貯蔵管理期間は30年から50年とされ、遅くとも2045年4月25日までには最終処分地が操業されることが必須要件となっていますが、知事はこれが可能と考えるか、知事の見解を伺います。可能と考える場合の具体的根拠を明示してください。

9. 搬出期限までに、最終処分地の操業が不可能と考えられる場合に、その対策について、知事は国、事業者と協議、検討する考えがあるか、知事の見解と対応について伺います。

答1 高レベル放射性廃棄物の貯蔵管理期間終了時点での搬出については、安全協定において規定されているほか、各電力会社からの確約や国の指導が示されています。

2 8月29日の核燃料サイクル協議会の場においても、国・事業者に対して、これらの遵守について確認しました。経済産業大臣からは、事業者において地元との搬出期限の約束を遵守するよう、国として指導する旨の発言がありました。また、電気事業連合会会長からは、搬出期限遵守のための取組についても検討する旨の発言もあったところであり、まずはその状況を注視してまいります。

11. 三村知事時代（2010年9月）に、海外返還低レベル放射性廃棄物を六ヶ所核燃料サイクル施設で受け入れることを決定していますが、これを白紙に戻すべきと考えますが、知事の見解を伺います。

- 答1 海外返還低レベル放射性廃棄物の受入れ・一時貯蔵については、
- 昭和60年の「原子燃料サイクル施設の立地への協力に関する基本協定」に含まれていること
 - 安全性チェック・検討会における検討結果として、安全性は確保できるものと考えられるとの報告があったこと
 - 国が厳格に安全審査等を実施し、国及び事業者が廃棄物の安全性を確認していくこと
 - 県議会、市町村長、原子力政策懇話会、県民説明会及び県内各界各層からの意見聴取における意見等は、安全確保を大前提に、大筋として了とすることなどから、受入れ要請を了解したものです。
- 2 なお、海外から返還される低レベル放射性廃棄物は、地層処分の対象となるものであり、経済産業大臣及び事業者（電気事業連合会、電力10社、日本原燃株式会社）から、本県を最終処分地にしない旨の確約を得ているところです

12. 1984年（昭和59年）7月に電気事業連合会が本県に原子燃料サイクル施設立地要請した際の資料に「低レベル放射性廃棄物処分場に将来、原発廃止措置で発生する廃棄物も含む」とあります。今後、電事連から同廃棄物の最終処分場を本県に要請されることが想定されることから、知事は早期に青森県として拒否することを明言すべきと考えますが、知事の見解を伺います。

- 答1 昭和59年、電気事業連合会が県に提出した「原子燃料サイクル施設の概要」に記載されている「原子力発電所等で発生した、低レベル放射性廃棄物」の範囲について、立地協力要請当時、電気事業連合会から、「原子力発電所からの通常運転により発生する廃棄物、廃炉時に発生する低レベル放射性廃棄物及び当地点の他の施設から発生する低レベル放射性廃棄物等が対象となるが、当面、原子力発電所で発生する低レベル固体廃棄物（200リットルドラム缶入り）を搬入する」旨、説明を受けています。
- 2 その後、廃炉時に発生する低レベル放射性廃棄物の埋設処分については、事業者

からの話もなく、申し上げる状況にはありません。

13. 電気事業連合会が2020年10月の第31回原子力委員会に提出した資料によれば、原発廃止措置は2001年から始められ、2040年までに5基が解体を終えるとしています。

しかし、全国どこにも最終処分場が無く立地場所の選定や処分場操業に向けた具体的取り組みが見えないが、処分場は誰が、どのような選定方法と選定基準でいつまでに決めて、いつから操業を開始しようとしているのか国と電事連の考え方と計画について伺います。また、これに対する知事の見解と対応について伺います。

答1 原子力発電所の廃止措置について、国は、昨年2月10日に閣議決定された「GX実現に向けた基本方針」によると、

○廃炉の着実かつ効率的な実現に向けた知見の共有や資金確保等の仕組みの整備を進める

とのことです。

2 また、電気事業連合会によると、

○廃止措置に伴って発生する放射性廃棄物の埋設処分施設の選定については、現時点で決まったものはないが、放射性廃棄物の発生者として、引き続き、しっかりと検討してまいりたい

とのことです。

3 いずれにしても、原子力・核燃料サイクルについては、国・事業者には、国民の幅広い理解を得る努力のもと、課題解決に一つずつしっかり対応していただきたいと考えています。

14. 福島原発事故で発生した放射性廃棄物は一切青森県に搬入し、一時的、中間貯蔵、保管管理及び最終処分地、埋設すべきではないと考えるが、知事の見解と対応について伺います。

答 東京電力ホールディングス株式会社によると、

○将来的な廃棄物や使用済燃料の取扱いについては、国との共同研究等を踏まえ、

将来の処理・保管方法を今後検討していく

○最終的な処分形態が決まるまでの間は、当社が責任を持って安全に保管管理していく
とのことです。

15. 知事は、県民が核のゴミ捨て場に関して、どのような意見を持っていると認識していますか、またその根拠について伺います。

- 答1 県では、原子力・核燃料サイクルに対する県民の御意見を伺う取組として、意見交換会や原子力モニター等の広聴広報事業を継続的に実施してきたところです。本事業では、国の担当者が高レベル放射性廃棄物の最終処分地の選定に係る国の取組を説明し、参加者との直接対話による意見交換を行っており、その中で様々な意見を伺っています。
- 2 また、市民団体等からの高レベル放射性廃棄物の最終処分地の選定に係る国の取組等に対する慎重な御意見についても、申し入れ対応としてお話を伺ってきたところです。
- 3 今後とも、原子力・核燃料サイクルに係る様々な御意見を伺っていくことが重要であると考えています。

16. 福島原発事故で発生したトリチウム汚染・処理水について、東京電力が福島県漁連に「関係者の理解なしに処理水のいかなる処分も行わない」と文書で約束し、政府もそれを認めているにもかかわらず、去る8月24日にトリチウム汚染・処理水を海洋放出したことは、約束違反であり、このような国の対応では、本県を最終処分地としない国の確約文書も守られる保証はないと考えますが、知事の見解について伺います。

併せて、知事は国の確約の重さを確認する意味で、電力と国に対して、上記確約を守り、海洋放出を中止するよう求めるべきと考えますが、知事の見解と対応について伺います。

- 答1 本県は、高レベル放射性廃棄物については、あくまでも一時貯蔵を前提として、原子燃料サイクル施設の立地協力要請を受諾したものであり、国から本県を最終処

分地にしない旨の確約を得ています。この遵守については、去る8月29日に開催された核燃料サイクル協議会の場においても、国に対して確認したところです。

- 2 なお、ALPS処理水の海洋放出については、科学的根拠に基づいて行われていると認識しています。一方で、国には、漁業関係者の不安にしっかりと向き合っていただきたいと考えています。

17. 福島海洋放出に青森県漁業協同組合連合会が反対の意思表示をしたのは当然であります。今後、六ヶ所再処理工場が本格操業されれば、トリチウムの管理目標値年間9,700兆ベクレルの液体放射性廃棄物が太平洋に放出され、加えて福島の年間22兆ベクレルの液体放射性廃棄物の海洋放出もあります。

六ヶ所再処理工場の操業による放射能汚染被害不安は、福島海洋放出以上に県内、東北、全国の漁業関係者だけでなく、観光、住民の健康等広範多岐にわたって長期かつ深刻となることは明白です。よって六ヶ所再処理工場の稼働中止を国、事業者を求めるべきと考えますが、知事の見解と対応について伺います。

答1 六ヶ所再処理工場からの放射性物質の放出により施設周辺で受ける放射線量は農畜産物、海産物からの影響も含めて年間約0.022ミリシーベルトと評価されており、法令で定められている公衆の線量限度（年間1ミリシーベルト）を下回っていることが、国の新規規制基準適合性審査においても確認されています。

- 2 県は、安全協定に基づき再処理工場からの放射性物質の放出実績について毎月報告を受け、放出量が管理目標値を下回っていることを確認しており、この報告内容については、県のホームページなどで公表しています。また、施設周辺の影響を確認するため、施設付近の農畜産物や海産物の環境放射能等の測定を実施し、その結果は、放射線の専門家等で構成される「青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議」において四半期に一度審議・評価され、県の広報誌などでも公表しているところです。